

対馬・釜山 グルメも堪能!



東横INN対馬厳原

厳原町の中心部にあり、お食事処へのアクセスが良いホテルです。



東横INN釜山中央駅

日系ホテルならではの安らぎを満喫! 南浦、西面へのアクセスも良好!



マークの見方

- 移動の交通手段 / ✈ 飛行機で移動 / 🚢 船で移動 / 🚗 自動車 / 🚌 バス / 🚲 ミニバス / 🚲 パン / 🚲 セダン等 / 🚲 移動
- コースの食事 / 🍽 機内食 / 🍽 朝食 / 🍽 昼食 / 🍽 夕食 / 🍽 食事なし

時間帯の目安

※交通機関の変更について異なる場合もあります。
日程表内の時間帯は交通機関の出発に基づいています。
ホテル出発時刻とは異なります。

4:00~	6:00~	8:00~	12:00~	16:00~	18:00~	23:00~
早朝	朝	午前	午後	夕刻	夜	深夜

ご案内・ご注意(抜粋) お申込みの前に必ずお読みください。

【燃油サーチャージ等について】

●燃油サーチャージとは、燃油に関する原価水準の異常な変動に対処する為、一定の条件下に限って航空会社が国土交通省航空局に申請し許可を受けた金額です。航空券には含まれない付加的な運賃等であり、利用する全ての旅行者に課せられます。金額は利用航空会社・利用区間によって異なります。●燃油サーチャージ別と明示しているコースは旅行代金に含まれておりませんので、別途お支払い明細書・ご請求書にてご案内した金額を、ご出発前に旅行代金とともにお支払いいただきます。●燃油サーチャージ不要と明示しているコースでは燃油サーチャージはかかりません。今後、燃油サーチャージが新設された場合でも追加で収受はいたしません。

【空港税について】

●渡航先の国々または地域によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等(出入国税、空港施設使用料、税関審査料など)の支払いが義務付けられています。なお、空港税の日本円換算額はお申込み後にお送りする旅行条件書等に記載の旅行条件基準日のIATA(国際航空運送協会)公示の航空券発券レートにより算出します。但し、空港税等が新設・増額または減額された場合、徴収額が変更になる場合があります。

【国際観光旅客税について】

●日本を出国する旅行者から国際観光旅客税(お一人様3,000円)が徴収されます。また本社は航空券発券時に航空運賃と共に徴収されます。

【航空機について】

●プレミアムエコノミークラス、ビジネスクラス、ファーストクラスはご希望を承ってからの手配となります。満席等により手配できない場合があります。プレミアムエコノミークラス、ビジネスクラス、ファーストクラスご搭乗区間は特に記載のない限り原則として日本出国空港~最初の到着地(乗り継ぎがある場合、最初の乗り継ぎ地)、最終出発地(乗り継ぎがある場合、最後の乗り継ぎ地)~最初の日本到着空港の往復のみとなり、各国内・各国間・日本国内線などに記載の航空券の必要残存有効期限をご確認ください。有効な航空券をお持ちでない方は渡航手続に促し、速やかに、ご自身で取得手続きを行ってください。渡航先が査証(ビザ)が必要な国の場合は、査証取得手続きの案内書を同封しておりますので、その手順に従い取得していただきます。なお、当社による団体査証取得の場合等は別途、渡航手続代行契約による渡航手続代行料等を申し受けます。なお、日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問合せのうえ、ご自身にて再入国許可・査証等の手続をお済ませください。

【ビザ等の要・不要およびパスポートに必要な残存期間(日本国籍のお客様へ)】

●渡航先国によって査証(ビザ)を必要とする国やパスポートに所定の残存期間を必要とする国がありますので、ご自身の旅券(パスポート)が今回の旅行に有効かどうか、パンフレットなどに記載の航空券の必要残存有効期限をご確認ください。有効な航空券をお持ちでない方は渡航手続に促し、速やかに、ご自身で取得手続きを行ってください。渡航先が査証(ビザ)が必要な国の場合は、査証取得手続きの案内書を同封しておりますので、その手順に従い取得していただきます。なお、当社による団体査証取得の場合等は別途、渡航手続代行契約による渡航手続代行料等を申し受けます。なお、日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問合せのうえ、ご自身にて再入国許可・査証等の手続をお済ませください。

【宿泊税について】

●宿泊する旅行者を対象に、宿泊税の支払いが義務付けられている都市に宿泊する場合、お支払い明細書・ご請求書にてご案内した金額をご出発前に旅行代金とともにお支払いいただきます。

【ボーターサービスについて】

●基本的には空港やホテル、駅、港のボーターサービスは含まれません。お客様ご自身でお荷物をお運びいただきます。

海外ご旅行条件(要約) お申込みの前に必ずお読みください。

お申し込みの際には、旅行条件書(全文)、旅行参加申込書(お同意書)等をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

●募集型企画旅行契約 この旅行は、第一観光株式会社(観光庁長官登録旅行業第1508号)(以下「当社」といいます。)が企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また旅行契約の内容・条件は、旅行パンフレット、ホームページ、本ご旅行条件書、ご出発までのご案内、渡航手続関係書類、ご案内とご注意、その他の案内書類(以下これらを総称して「パンフレットなど」といいます) 出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)並びに当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期: お申込みは、当社所定の旅行参加申込書(お同意書)に必要事項を記入の上、お1人様につき申込金(旅行代金の全額または旅行代金の20%相当額)を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれ一部または全部として取り扱います。旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。当社は、電話、郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点で成立してならず、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金(旅行代金の全額または一部)を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込金(旅行代金の全額または一部)をお支払いいただけない場合は、予約はなかったものとして取り扱う場合があります。

●旅行代金の支払いは旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日以降のお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

●取消料: お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、当社らが確認したときを基準とします(お申出の期日より取消料の額に差額が生じることもあります)ので当社の営業時間、連絡先等はお客様ご自身でもお申し込み時点で必ずご確認ください。なお、旅行日程中に3日以上以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約、および日本発着時に船舶を利用する旅行の場合は、別途取消料規定によります。旅行契約の解除の際には、旅行のパンフレットなどに明示している金額を申し受けます。

旅行契約の取消期日		取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降、31日目にあたる日まで	旅行開始日がピーク時 （12月20日～1月7日発、 4月27日～5月6日発、 7月20日～8月31日発） の旅行の場合		
			旅行代金の10% （ただし、上限を 200,000円とします）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降、31日目にあたる日まで	旅行代金か	100万円以上	200,000円
		50万円以上100万円未満	100,000円
		30万円以上50万円未満	50,000円
		15万円以上30万円未満	30,000円
		10万円以上15万円未満	20,000円
		10万円未満	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日・前日・当日		旅行代金の50%	
旅行開始後の取消		旅行代金の100%	

※旅行開始とは、受付のある旅行では旅行開始日当日の受付完了時、当社が受付を行わず、お客様が旅行をお手配する場合は、お客様のみが入場できる旅行機内における手荷物の検査等の完了時をいいます。

●最少催行人員について: 最少催行人員とは、旅行を催行するために必要な人数のことです。この人数に満たないためにお申込みの旅行が催行されない場合があります。

この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目に当たる日より前までに、また、ピーク時以外に旅行を開始するものにあつては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

●旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(等級の選択できる旅行と特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットなどに明示してあります。また、運送機関の課す付加運賃・料金・費用は、この運賃・料金に含まれておりません)
- (2) 旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金(パンフレットなどに特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)。尚、一部訪問国・都市において、現地に徴収される税金等の諸費用は含まれておりません。
- (3) 旅行日程に記載した食事料金および税・サービス料金
- (4) 旅行日程に記載した観光料金(ガイド料金・入場料金)
- (5) 航空機または、現地での手荷物の運搬料金
- (6) 添乗員がコースの追加は添乗員が同行するために必要な諸費用

●旅行代金に含まれないもの

- (1) 超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)
- (2) 各航空会社により、設定される手荷物運搬料金、および、有料の機内食や飲み物料金等。
- (3) 一部訪問国・都市において、宿泊機関が現地に宿泊者個々より徴収する税金等の諸費用。
- (4) フリードリンク料金、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係る税・サービス料金、ガイドドライバーに対するチップ。
- (5) 旅行日程中の各国空港の旅客サービス施設使用料と国際観光旅客税・空港税等これに類する諸税等(110)を除きます)
- (6) 前項(5)における、有料に伴う航空会社の定めた受託手荷物有料分及び一部コースにおける現地で手荷物運搬料金
- (7) 渡航手続関係諸費用(旅券印税、査証料、予防接種料、出入国カード作成等に係る渡航手続取扱料金等)
- (8) 希望者のみ参加できるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (9) 日本国内の空港旅客施設使用料及び旅客保安サービス料
- (10) 運送機関の課す付加運賃・料金・費用(9)を除く燃油サーチャージ、航空保険特別料金など)

●旅行条件・旅行代金の基準: この旅行条件は2026年7月1日を基準としております。また旅行代金は2026年1月30日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

第一観光の海外ツアー

ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会 会員

旅行企画・実施/第一観光株式会社

〒812-0035 福岡市博多区中呉服町5-8 観光庁長官登録旅行業第1508号
総合旅行業務取扱管理者/一瀬万理子 全国旅行業協会会員